



登場
ページ

今週の専門用語

05

ページ

📖 非関連者基準

CFC税制の適用除外要件の一つで、保険業等の一定の業種が所在地国基準に代えて満たさなければならない基準。保険業の場合、非関連者からの収入保険料が収入保険料総額の100分の50を超えなければならない。形式的に再保険取引の形で非関連者を介在させて非関連者基準を満たすことを制限するため、再保険に係る収入保険料については、その保険の目的が非関連者の資産や損害賠償責任である場合に限り、非関連者からの収入保険料に含めて非関連者基準の判定を行うこととされている。

09

ページ

📖 マルチステークホルダー宣言

「給与等の支給額の引上げの方針」「取引先との適切な関係の構築の方針」等を対外的に示すもの。資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上の法人が賃上げ税制の適用を受けるためには、マルチステークホルダー宣言を自社WEBサイトで公表し、さらにそれを経済産業大臣に届け出る必要がある。「取引先との適切な関係の構築の方針」という点では既存の「パートナーシップ構築宣言」と類似しているが、賃上げ税制の適用を受けるためには両宣言が求められる。

11

ページ

📖 懲戒逃れ

現行、国税当局の調査の対象は現職の税理士に限られており、税理士法違反があったとしても、懲戒手続が開始される前に自ら税理士登録を抹消することで調査や懲戒処分を逃れることができる。このため、令和4年度税制改正では、国税当局の調査の対象に「元税理士」が追加された(令和5年4月1日施行)。元税理士についても、国税審議会の議決に基づき「懲戒処分を受けるべきであったことの決定」処分をできることとし、再登録不可や官報公告といった懲戒処分と同等の措置を講じることができる。

From
編集室

◆国税当局が消費税不正還付に厳しい姿勢で臨んでいるのは周知のとおり。東京局は令和3事務年度に新宿署、渋谷署、豊島署等に消費税専門官、特別調査情報官(消費税担当)を配置。令和2事務年度に設置した消費税特別調査部門(東京上野署)と併せて「消費税調査専任部署」としている。令和3事務年度上半期の同部署の調査1件当たり追徴税額は1.8億円に上る。◆消費税還付申告法人に対する還付審査も厳格化している(本誌899号特集参照)。チェックシート等を用いた審査により、大阪局の令和3事務年度上半期では還付保留件数に占める行政指導・実地調査移行割合が前年から増加したもようだ。(TN)

週刊T&Amaster 第924号

2022年3月28日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp